

第3節 社会体育

■現況と課題

スポーツは、個人の体力向上・生活習慣病の予防など心身の健康増進に資するもののみならず、人格の形成、健康長寿の源であり、健康で文化的な生活を送る上で欠かせないものです。また、最近では競技スポーツの他にも、気軽に楽しめるニュースポーツやレクレーションスポーツが普及し多世代にわたりスポーツに親しむ方が増加する一方、全国的に子どもたちの体力低下が指摘されており、今後、スポーツを通じてその低下に歯止めをかけることが必要です。

なお、国においては、平成23年6月に「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改正され、新たに「スポーツ基本法」が制定されました。同法は、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であるとともに、スポーツが青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・活力の創造等、国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしています。

本町においては、平成21年3月に策定した「第4次豊富町まちづくり計画」の基本方針（多様なスポーツニーズに対応するため、関係機関との連携を強化し、生涯スポーツの推進と普及に努め、健康・体力づくりの機会の確保を図る）に基づき、関係機関と連携し、町民の生涯スポーツの推進と普及に努め、健康・体力づくりの機会の確保を図るとしております。

現在は教育委員会及びスポーツ推進委員会、体育協会、スポーツ少年団本部を中心として、自主的に各種事業や各種スポーツ活動に取り組み、スポーツの普及・振興を図っていますが、少子高齢化により会員の減少や指導者不足、事業参加者の固定化が見受けられるため、町民の各事業及び活動に積極的な参加促進を図るための支援や情報提供、各団体と連携しての指導者の養成を図る必要があります。

また、今後は、ニーズに応じた活動を推進する事はもちろん、「スポーツ＝健康増進・生活習慣病予防」と捉え、医療機関や保健師・栄養士との連携の強化、「子どもたちの体力向上」のための事業の展開を図るため、学校・スポーツ少年団との連携も強めていかなければなりません。

スポーツ施設の活用については、学校開放事業により学校体育館を有効的に活用はしていますが、社会体育施設については老朽化進んでいるため、計画的な整備改修を行いながら、安全に利用できる施設運営を進める必要があります。

■施策の方向・主要な事業

【基本方針】 健康で心豊かな生涯スポーツの推進

【推進目標】 スポーツ・レクリエーションの振興

家庭・地域・学校の連携によるスポーツ活動の促進と充実

(1) 各種スポーツ活動の推進

- ①各種スポーツ大会、軽運動教室などの開催を推進します。
- ②年齢、体力に応じた身体活動事業を促進します。
- ③ニュースポーツの普及・啓発に努めます。

(2) 各団体・機関との連携強化

- ①地域・団体サークルと連携した事業の実施を推進します。
- ②家庭・学校と連携し、児童・生徒の体力向上を図る事業の検討
- ③健康維持のため、事業開催に保健師等との連携を図ります

(3) スポーツ団体への支援、指導者養成、指導体制の強化

- ①団体の組織強化と相互連携を促進します。
- ②スポーツ推進委員等の研修会及び講習会への参加を奨励します。
- ③指導者養成事業及び講習会・講演会などの開催を図ります
- ④ジュニア選手の全国大会規模の大会及び選抜等への支援を図ります。

(4) スポーツ施設の整備

- ①既存社会体育施設の計画的補修・整備と有効活用を進めます。
- ②学校体育施設開放事業の利用促進を進めます。

(5) その他

- ①「自転車健康都市宣言」の意識啓発と自転車による健康づくり活動を推進します。
- ②既存施設の有効利用と各種事業の開催を支援協力します。

●主要な事業

- ・スポーツ活動推進、連携事業
- ・スポーツ団体支援事業
- ・指導者養成事業
- ・社会体育施設整備活用事業